

基本方針3 障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します

【基本的方向】

- ① 「ともに学び、ともに育つ」教育をさらに推進し、支援を必要とする幼児・児童・生徒の増加や多様化に対応した教育環境の整備をすすめます。
- ② 障がいのある子どもの自立と社会参加の促進に向け、関係機関と連携し、就労をはじめとした支援体制を充実します。
- ③ 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の活用を促進し、幼・小・中・高の発達段階の連続性を大切に一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を充実します。
- ④ 関係部局が連携し、発達障がいのある子どもへの一貫した支援を充実します。
- ⑤ 私立学校における障がいのある子どもが安心して学べる学校づくりの支援に努めます。

【主な取組み】

基本的方向	具体的取組名（事業名）	実施内容
①	府立支援学校の教育環境の整備 （府立知的障がい支援学校新校整備事業 ＜参考資料 P166＞）	平成26年4月に泉北・泉南地域で泉南支援学校を開校した。また、北河内地域の枚方支援学校、中河内・南河内地域の西浦支援学校について、平成26年度で整備を完了（平成27年4月開校）し、「府立支援学校施設整備基本方針」に基づく新校整備を完了した。
	自立支援推進校、共生推進校の充実 （知的障がいのある生徒の教育環境整備事業 ＜参考資料 P167＞）	すながわ高等支援学校の共生推進教室を府立信太高等学校に設置した。 （平成26年度：自立支援推進校9校、共生推進校6校）
②	職業学科を設置する知的障がい高等支援学校の計画的な整備と就労支援体制の構築 （府立知的障がい支援学校新校整備事業 ＜参考資料 P168＞）	平成26年4月に泉北・泉南地域で、すながわ高等支援学校を開校した。また、北河内地域においては、むらの高等支援学校について、平成26年度で整備を完了（平成27年4月開校）した。
	（支援学校卒業生職場定着支援者育成事業 ＜参考資料 P169＞） （就労支援・キャリア教育強化事業＜参考資料 P170＞）	支援員が支援学校等の卒業生の就職先企業を訪問し、職場定着の相談に対するアドバイスを行うなど、企業の障がい理解の促進を図った。 また、支援学校・自立支援推進校・共生推進校を訪問し、職場定着に向けた企業ニーズなどの情報提供を行うとともに、職場実習を希望する生徒等を対象とした職場実習事前指導を実施した。 支援学校のモデル校3校（寝屋川支援学校、高槻支援学校、堺支援学校）にコーディネーターを配置するとともに、授業改善プラン等を検討・評価するために「就労支援ネットワーク会議」を設置した。またコーディネーターは、支援学校の就労支援のノウハウを活用し、連携する高等学校3校（柴島高校、枚方なぎさ高校、堺東高校）への支援も行った。

基本的方向	具体的取組名（事業名）	実施内容
③	府立支援学校におけるセンター的機能の発揮 （支援教育地域支援整備事業 <参考資料 P174>） （特別支援学校教員免許法認定講習事業 <参考資料 P173>） （高等学校支援教育力充実事業<参考資料 P168>）	地域の小中学校等で学ぶ障がいのある子どもの支援の充実に向けて、府立支援学校での地域支援室の体制を整えるとともに、リーディングスタッフを配置し、小中学校等へ巡回相談や来校相談等を行った。 また、教員の特別支援学校教諭二種免許状取得を目的に、免許法認定講習を実施した。 大阪教育大学の協力を得て、認定講習における視覚及び聴覚の領域の4科目について、受講枠を80人から120人に拡大した。 府立高校については、支援教育サポート校（自立支援推進校から4校を指定）が府立支援学校と協力し、府立高校への巡回相談や教員向けの支援教育に関する研修を行うなどの支援を行った。
	「個別の教育支援計画」の作成と活用促進 （<参考資料 P176>）	障がいのある幼児児童生徒一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな指導や一貫した支援の充実に向け、「個別の教育支援計画」の作成・活用の促進を図った。
④	通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童・生徒等への支援 （通常の学級における発達障がい等支援事業 <参考資料 P178>） （高等学校における発達障がい等支援事業 <参考資料 P178>）	小・中学校において、発達障がいのある子どもを含めたすべての子どもにとって、「わかる・できる」授業づくり・学級集団づくりを行うため、アドバイザースタッフを18校園に派遣し、授業・保育について指導助言を行った。また、その成果を、通常の学級における発達障がい等支援事業フォーラムで報告した。 高校においては、府立高校のうち4校を研究校として指定し、発達障がい等のある生徒の状況把握のための手法について研究を行い、その成果を支援教育推進フォーラムで報告した。
⑤	私立幼稚園における支援教育の充実に向けた取組みの支援 （私立幼稚園教諭を対象とする研修機会の拡大 <参考資料 P179>） （私立幼稚園の特別支援教育助成事業 <参考資料 P179>）	私立幼稚園教諭が受講できる研修機会の拡大とともに、府教育センターや支援学校主催の研修会に関する情報を私立幼稚園に提供した。また、私立幼稚園における特別支援教育の充実を図るため、障がいのある幼児を受け入れている私立幼稚園に助成を行った。
	障がいのある生徒の高校生活支援 （障がいのある生徒等の高校生活支援事業 <参考資料 P179>）	障がいのある生徒が安心して通える学校づくりを支援するため、介助員や学習支援員を配置する私立学校1校を支援した。

【指標の点検結果】

指標	目標値 (H29年度)	H24年度実績値 (計画策定時)	H26年度実績値	点検結果
○指標 21 知的障がい支援学校高等部 卒業生の就職率	35%をめざす	26.2%	28.3% [H25年度実績 26.3%]	△ 平成 26 年度実績は、計画策定時の 実績を 2.1 ポイント上回った。
○指標 22 府立支援学校高等部卒業生 の就職希望者の就職率	100%をめざす	95.9%	95.6% [H25年度実績 99.6%]	△ 平成 26 年度実績は、計画策定時の 実績を 0.3 ポイント下回った。
○指標 23 小・中学校の通常の学級に 在籍する障がいのある 児童・生徒に対する 「個別の教育支援計画」の 作成に取り組む学校の割合	100%をめざす	69.8%	83.9% [H25年度実績 75.0%]	○ 平成 26 年度実績は、計画策定時の 実績を 14.1 ポイント上回った。

【自己評価】

- ① 「ともに学び、ともに育つ」教育をさらに推進し、支援を必要とする幼児・児童・生徒の増加や多様化に対応した教育環境の整備をすすめます。
- ・府立知的障がい支援学校については、北河内地域（枚方支援学校・むらの高等支援学校）及び中河内・南河内地域（西浦支援学校）での新校が平成27年4月に開校し、これにより「府立支援学校施設整備基本方針」に基づく、府内4地域における整備が完了した。平成28年4月に大阪市立特別支援学校が大阪府立支援学校に一元化されることに伴い、大阪市域を含む府内全域の障がいのある児童・生徒数の将来推計を行い、今後の支援教育施策の在り方検討を進める。
 - ・新校開校や乗車時間短縮に対応するため通学バスを増車したものの、乗車時間が60分を超える児童・生徒の割合はやや増加した。今後も、増車や効率的なコース編成等を検討していくことが必要である。
- ② 障がいのある子どもの自立と社会参加の促進に向け、関係機関と連携し、就労をはじめとした支援体制を充実します。
- ・職業学科を設置する知的障がい高等支援学校を整備するとともに、就職率の一層の向上や学校間による就職率のばらつきの解消を図るため、平成26年度から新たに、支援学校及び自立支援推進校・共生推進校に在籍する生徒を対象に「支援学校卒業生職場定着支援者育成事業」や「就労支援・キャリア教育強化事業」等の就労支援に取り組んだ。その結果、知的障がい支援学校高等部卒業生の就職率は28.3%となり、平成26年度達成目標としていた30%には届かなかったが、前年度に比べ改善した。一方、府立支援学校高等部卒業生の就職希望者の就職率は、計画策定時よりやや低下した。引き続き、早期からのキャリア教育などを通じて、働くことの意義や必要性等の指導、啓発を行うなど、就職率の向上につながる取組みを進める。
- ③ 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の活用を促進し、幼・小・中・高の発達段階の連続性を大切にした一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を充実します。
- ・市町村教育委員会への指導・助言や学校訪問及び実践事例報告会での周知などに取り組んだ結果、通常の学級に在籍する障がいのある児童・生徒に対する「個別の教育支援計画」の作成に取り組む学校の割合が向上した。
 - ・特別支援学校教諭二種免許保有率の向上に向け、大学の協力を得て認定講習の受講枠の拡大を行うとともに、平成27年度教員採用選考テストから、特別支援学校教諭の普通免許状を所有（見込み含む）し特別支援学校の勤務を希望する者を選考において加点することにした。こうした取組みによって、新規採用教員の特別支援学校教諭等免許保有者は増加しており、府立支援学校教諭等免許保有率はこれまでの下降傾向から上昇に転じた。平成27年度には、大学が新たに国事業を活用して実施する府立支援学校教員対象の認定講習への協力連携を進めており、今後とも、認定講習の充実など、免許保有率向上に向けた粘り強い取組みを進める。

④ 関係部局が連携し、発達障がいのある子どもへの一貫した支援を充実します。

・通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童・生徒への支援として、小・中学校においては、すべての生徒にとって「わかる」「できる」という授業にするため、「通常の学級における発達障がい等支援事業」で実践研究に取り組んだ。実践研究校では、互いを認め合う集団づくり、授業に集中しやすくなる教室環境の整備、子どもたちが学習の見通しがもてるような授業づくり等が進んだ。また、このような成果については、フォーラム等で、延べ1,600名の教員が参加して共有するとともに、研究成果をまとめた冊子を作成し、普及を図った。

また、高校においては、発達障がいのある生徒に対して卒業後の就労に観点をおいたアセスメントの実施や、支援教育推進フォーラムの開催による成果の共有・発信に取り組んだ。そのことにより、教員の発達障がいに対する理解が進むとともに、発達障がいのある生徒の職場体験等が行われた。今後、さらに発達障がいのある生徒を対象としたアセスメントの手法とその活用についての研究を進めていく。

⑤ 私立学校における障がいのある子どもが安心して学べる学校づくりの支援に努めます。

・私立幼稚園における特別支援教育の充実を図るため、私立幼稚園教諭が受講できる研修機会の拡大や障がいのある幼児を受け入れている私立幼稚園に対する助成、介助員や学習支援員を配置する私立高校への助成など、障がいのある子どもが安心して通える学校づくりへの支援を行った。

【評価審議会における審議結果】

○府の点検及び評価結果は、概ね妥当である。

【基本的方向①について】

- ・支援学校が大規模・過密化状態にあったことを改善させるための新校整備が完了したことは評価できるが、引き続きニーズを踏まえながら、できる限り早期に今後の教育環境整備のあり方を検討していく必要がある。
- ・支援を必要とする幼児・児童・生徒の増加や多様化に対応した教育環境の整備について、「通学時間の短縮に向けた通学バスの充実（具体的取組56）」では、平成26年度において60分を超える乗車時間を要する児童・生徒の割合がやや増加したものの、新校整備とバスの増車による効果により、27年度実績で4.3%まで低下したことは評価できる。引き続き通学時間の短縮に向けて一層の努力が必要である。

【基本的方向②について】

- ・「府立支援学校高等部卒業生の就職希望者の就職率（指標22）」については、まずは就職希望者を増やす取組みが重要であるが、就職希望者が増えれば就職先の更なる確保も必要となり、結果、実績値が低下することもある。その点も考慮すると、単年度の数値のみにとらわれることなく、中長期的な視点で就職率の向上に取り組んでいく必要がある。

【基本的方向③について】

- ・幼・小・中・高の発達段階の連続性を大切にした一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実については、「『個別的教育支援計画』の作成と活用促進（具体的取組65）」に取り組んでいるが、就学前施設から小学部1年生への計画の引継ぎ率が計画策定時より低下し、7割程度となった原因の分析を行い、引継ぎ率を押し上げるための方策を講じていくべきである。
- ・「特別支援学校教諭免許保有率（具体的取組63）」については、やや増加したとはいえ、全国に比べると依然低いことから、学部ごとの保有率を分析するなどして的確な対応策を講じるべきである。
- ・「府立支援学校におけるセンター的機能の発揮（具体的取組63）」については、支援学校がセンター的機能を発揮するに当たって、専門性を有するリーディングスタッフが非常に重要な役割を果たすことから、早期に全ての支援学校にリーディングスタッフを配置すべきである。また、目標年度での達成が可能という評価をしている点については、支援学校の取組みとして評価する場合には妥当であるが、発達障がい等があり配慮を要する子どもが増加している小学校や府立高校が支援学校の有するノウハウを活用するという点で、まだまだ改善の余地がある。

【基本的方向⑤について】

- ・「私立幼稚園における支援教育の充実に向けた取組みの支援（具体的取組69）」として、既に取り組んでいる私立幼稚園教諭を対象とした支援教育の研修のみならず、幼小の発達の連続性に関する研修など幅広く教員の質を向上させる取組みが必要である。

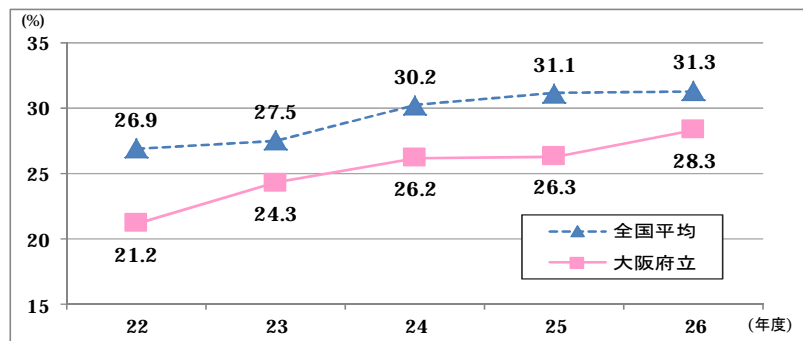
○補足意見

【基本的方向⑤について】

- 障がいのある幼児一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな支援の充実のためには、私立幼稚園教諭を対象とした支援教育に関する研修について、幼稚園教諭一人ひとりに情報が行き届くような取組みが必要である。

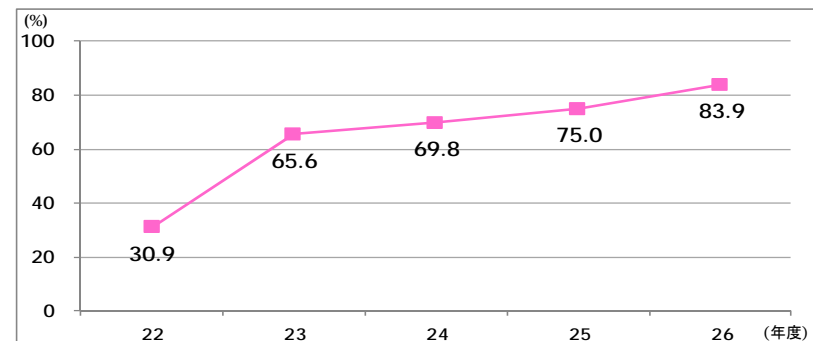
(参考)

◆指標 21 知的障がい支援学校高等部卒業生の就職率



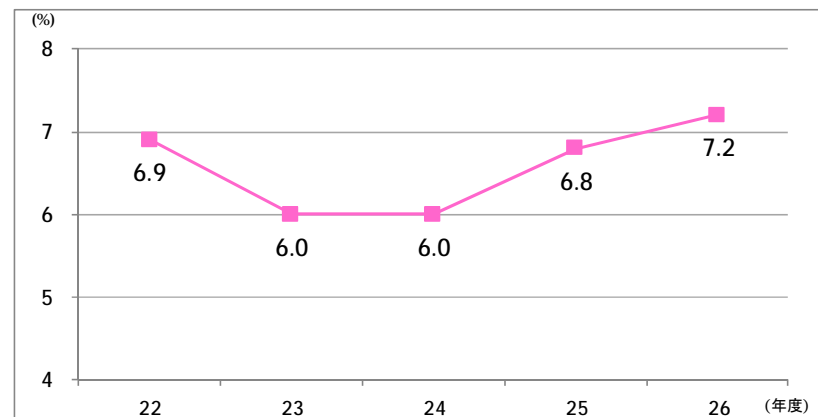
※府教育委員会調べ及び文部科学省「学校基本調査」等 (H26年度全国平均は速報値)

◆指標 23 小・中学校の通常の学級に在籍する障がいのある児童・生徒に対する「個別の教育支援計画」の作成に取り組む学校の割合



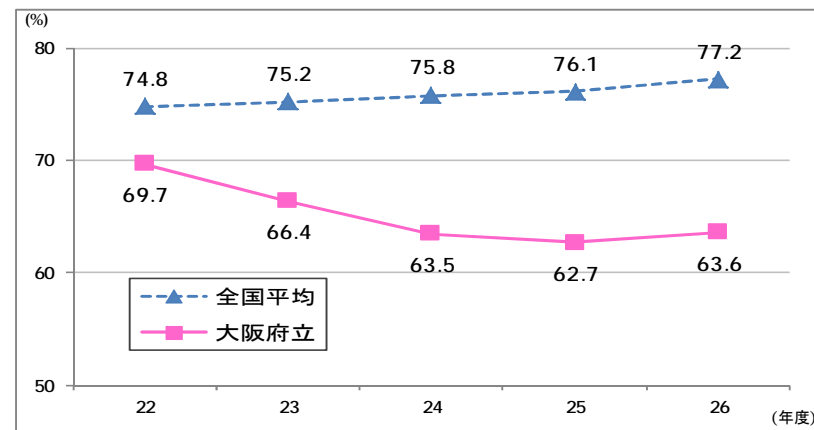
※府教育委員会調べ

◆通学バスの乗車時間が片道 60 分を超える児童生徒の割合



※府教育委員会調べ

◆特別支援学校教諭免許保有率



※府教育委員会調べ ※調査日は各年 5 月 1 日現在

※「府立」には市立八尾支援学校を含む

※いずれの数値も「当該障がい種の免許保有者」と「自立教科等の免許状保有者(当該障がい種)」、「他の障がい種の免許状保有者」、「自立教科等の免許状保有者(他障がい種)」を合わせた割合を示す。